

海上の森における活動に関する基本協定

愛知県（以下「甲」という。）と県民が主体的に組織する「海上の森の会」（以下「乙」という。）は、瀬戸市南東部に位置する海上の森（別図に示す区域）（以下「海上の森」という。）における活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1 この協定は、甲が示した海上の森の保全と活用を図る里山学びと交流の森づくりの取組を、甲と乙の相互の連携・協働により進展させるため、協定により明らかにすることを目的とする。

（責務）

第2 甲及び乙は、この協定を締結するにあたって、海上の森における法令等を遵守し、里山学びと交流の森づくりを進めることを責務として確認する。

（役割分担）

第3 別表1に掲げるとおり、甲は、海上の森全域の財産管理等全面的な管理及び里山学びと交流の森づくりに係る県事業の実施を行い、乙は、甲と協働、連携して海上の森における里山学びと交流の森づくりを主体的、自主的に行うものとする。

（活動区域の位置）

第4 乙の活動する区域は、第6の年間活動計画に基づき別途甲が示す区域とする。

（調整会議）

第5 甲と乙は、互いの連絡調整を図るため調整会議を設置し、次の事項について協議調整を行うものとする。

- (1) 甲の海上の森全体の保全活用計画
- (2) 乙の年間活動計画及び活動実施計画
- (3) その他必要な事項

（年間活動計画書等の作成）

第6 乙は、活動の実施にあたって、次により計画書等を作成するものとする。

- (1) 年間活動計画を甲と事前に調整し作成するものとする。
- (2) 毎年度の活動の実施にあたって、年度の始まる1か月前までに年間活動計画書を作成し、あらかじめ甲に提出し承認を得るものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と調整を行い、必要に応じて年間活動変更計画書を提出するものとする。ただし、平成17年度については協定締結後速やかに提出し承認を得るものとする。
- (3) 毎年度の活動の実績について、年間活動実績報告書により年度末までに甲に報告するものとする。

（年間活動計画の承認）

第7 甲は、年間活動計画が適正と認める場合は、これを承認し、乙に対してそれぞれの活動に必要な用地等の使用を一括して書面により認めるものとする。

（活動の実施）

第8 乙は、年間活動計画に基づき、甲と事前に調整して活動実施計画を作成し、それに沿って活動を実施するものとする。活動の実施に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。

（支援）

第9 甲は、協定に基づく活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

（活動による収穫物、立木竹等の所有権等の権利）

第10 乙は、栽培による収穫物、植栽、保育等の作業による立木竹等についての所有権等いかなる権利も有しないものとする。ただし、甲の指示により処分方法等を決定したものはこの限りではない。

（施設の設定等）

第11 乙が活動に必要な資材・道具置場等の施設を設置する場合は、次によるものとする。

- (1) 仮設工作物等簡易なものであって土地の形質変更は軽微なものに限るものとし、施設の設定等については、あらかじめ甲に内容を示し承認を得るものとする。
- (2) 上記(1)により設置した施設については、乙の責任により管理するものとし、紛失等により損害が発生した場合、甲は一切の責任を負わないものとする。
- (3) 乙は、設置した施設に係る活動が終了した場合には、原則として、設置した施設を収去、原状回復するものとする。

ただし、甲がその必要がないと認めるときはこの限りでない。

（施設の活用等）

第12 乙は、甲が設置した施設のうち別表2に基づき、施設の活用にあたるものとする。この場合、光熱水費等の実費は原則乙の負担とする。

（安全確保等の措置）

第13 乙は、活動参加者の安全について責任をもって確保するとともに、事故防止等のため、次の措置を講ずるものとする。なお、活動に伴い発生した事故について、甲は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時の対処、連絡等の緊急措置及び事後措置について万全を期すること。
- (2) 活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ活動参加者に対し明示するとともに、活動参加者に対し傷害保険等へ加入させること。
- (3) 万一、活動に伴い事故が発生した場合、乙は適切な対応を行うとともに、甲に速やかに連絡するものとする。

（注意事項の遵守）

第14 乙は、活動に際し、自然や人に対するマナー等の注意事項を自ら及び活動参加者が遵守することを徹底するものとする。

（損害賠償）

第15 乙は、その責に帰すべき事由により、施設、工作物、立木竹、その他の固有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

（協定の解消）

第16 甲は、次の各号に該当する場合には、この協定を解消することができるものとする。ただし、甲は事前に乙に通知するものとする。

- (1) 乙が海上の森において法令等に違反した行為を行っている判断される場合
- (2) 乙に計画どおり実施の見込みがないと判断される場合
- (3) 乙がこの協定に著しく違反していると判断される場合
- (4) 乙の活動が、海上の森の保全と活用に著しく支障を及ぼし又は支障を及ぼす恐れがあると認められる場合
- (5) 活動区域の全部又は一部を公共用、公用、又は公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- (6) その他必要が生じた場合

（協定の有効期間）

第17 この協定の有効期間は協定が成立した日から起算して2年間とする。ただし継続しない旨の申し立てがない限り継続するものとする。

2 前項の申し立ては、協定の効力を停止する日の1箇月前までに行うものとする。

（協定の変更等）

第18 この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

平成17年 6月16日

(甲) 愛知県
代表者 愛知県知事

(乙) 海上の森の会
会長